



もくじ

- 表紙写真：盆花販売…………… 1
- 耕作放棄地解消のお願い…………… 2
- 直売所リニューアルオープン1周年を迎えて…………… 3
- 私、頑張っています！・質問コーナーほか…………… 4

令和元年9月1日発行 南箕輪村農業委員会
発行責任者：会長 高木繁雄
編集：南箕輪村農業委員会だより編集委員会
〒399-4592 長野県上伊那郡南箕輪村4825番地1
TEL.0265-72-2176 FAX.0265-73-9799
E-mail:nougyou-d@vill.minamiminowa.lg.jp

農家のみなさんありがとう！

農業経営者協議会による盆花の販売が行われ、
大きな花束を買い求めるお客さんでにぎわいました。



遊休農地解消のお願い

農業委員会では農地法に定められた法令に基づき、8月下旬に農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施しました。現在、取りまとめを行っており、11月末までに遊休農地の所有者等へ、今後の農地利用の意向について調査を行います。

地域の皆様や関係機関の皆様のご努力により、遊休農地の解消が図られている一方で、残念ながら新たな遊休農地が毎年発生していることも事実です。

遊休農地はその農地としての機能が失われてしまう他に、害虫の発生原因となったり、ゴミの不法投棄のほか防犯上や防火上で懸念される要因となったりします。遊休農地は個人の問題ではなく、その周辺や地域の問題となってしまうと、現在、遊休農地を所有している方は解消に向けて、現在は農地を耕作管理しているが、管理が難しくなっている方は、新たに遊休農地としないよう検討をお願いいたします。



農地の状況を確認する委員
(昨年の農地利用状況調査の様子)



ポイント

大切なことは遊休農地にしないことです。遊休農地にしてしまうと解消するまで大変な労力と経費を要します。農業委員会からの意向調査には意向を表明し、改善を行うなど解消に努めましょう。

遊休農地にしないためには？

耕作できなくなってしまった…
農地を返されてしまった…

貸付きたい
売渡したい

相続登記は終了し、権利設定や権利移動が可能

いいえ

相続登記が終了しないと売渡しができません。貸付も相続人の大多数が確認できないと手続きできませんので、農地の相続登記を進めてください

農業委員会事務局や地区担当の委員まであっせんの申し出を行ってください

遊休農地になるとあっせんが進みませんので、引き続き農地の適正管理をお願いします

※農地の立地や条件、借受者などの条件で確実にあっせんできるものではありません

はい

自分で相手を見つけられる

いいえ

相手と金銭等について協議を行い、貸付けや売渡しの手続きについて農業委員会事務局までご相談ください

遊休農地を解消し農地を活用するには？

貸付きたい・売渡したい

自作する

相続登記は終了し、権利設定や権利移動が可能

草刈り等を行い、作付けを開始してください

いいえ

はい

相続登記が終了しないと売渡しができません。貸付も相続人の大多数が確認できないと手続きできませんので、農地の相続登記を進めると同時に、草刈り等を進めて解消に努めてください

現地の草刈り等を行い、農地に復元してから農業委員会事務局や地区担当の委員まであっせんの申し出を行ってください

遊休農地のままであっせんを進めることはできません

※農地の立地や条件、借受者などの条件で確実にあっせんできるものではありません

自分で相手を見つけられる

いいえ

はい

相手と草刈り等解消の負担や金銭等について協議を行い、貸付けや売渡しの手続きについて農業委員会事務局までご相談ください

農業規模の拡大を希望されている方へ

村営農センターでは、遊休農地の解消を促進するため、遊休農地を耕作目的で借り受け、遊休農地を解消した農業者へ対して補助金の交付制度が設けられています。全体の予算枠がありますので、着手前に村営農センター事務局(村産業課農政係)か農業委員会事務局までお問い合わせください。

「直売所」リニューアルオープン1周年を迎えて

大芝高原道の駅にある「直売所」が、7月にリニューアルオープン1周年を迎えました。今回は「直売所」に農産物を出荷している生産者や買い物をする消費者を取材し、生産者と消費者の考えや思い、繋がりについてレポートします。



生産者 こほうし農園 浦野 紀子さん (南原区在住)

直売所があるとは知らずに大芝高原に遊びに来て、初めてこちらの直売所に寄りました。旬の野菜を買うことができて嬉しいですね。今日は大好きなスイートコーンが安かったので買いました。早速茹でて頂きたいと思います。



消費者 飯島町からお越しの中村さんご夫妻

地域おこし協力隊の勧めもあって大芝高原の直売所へ野菜などを出荷するようになりました。夏はキュウリ、ズッキーニ、トマトなどを直売所へ出荷しています。冬は農閑期になるので、自家製のパンなども直売所で販売しています。ほかの農家の野菜と差をつけるために、無農薬や減農薬の野菜にこだわって栽培していますが、栽培管理などで苦労しています。特に今年の夏は、梅雨寒から一気に猛暑になったので大変でした。それでも私が作った野菜を買ったとお声を直接聞くこともあり、その時は大変嬉しいですね。消費者の方に喜んでいただきたく日々研究をして、安心な農産物を提供していきたいです。大芝高原の直売所は村内にあるので生産者も出荷しやすく、冷蔵の陳列棚もあるので出荷している農家としては安心ですね。

前回来たときは残念ながら定休日でしたが、今日は直売所に寄れてよかったです。大阪などに比べて野菜が安く驚きました。特に今年の初夏は天候不順で、都市部では野菜が高騰しています。地元の方々が直接出荷しているので安心感もあります。今日はブルーベリーとキュウリ、わさび漬けを買いました。ブルーベリーの容器が柔らかいプラスチック製なので折角のブルーベリーが潰れてしまいます。遠くから来たお客様用に硬いプラスチック製の容器があればありがたいです。



消費者 東京都と大阪府からお越しの出羽澤さんご一家

取材を終えて

直売所へ農産物などを地元の農家が出荷し、消費者が購入する。単純な流れの中にも、直売所を舞台として消費者と生産者の喜びが、農産物を中心に展開されていることがわかりました。直接対面で販売しなくても、直売所を通じれば、お互いがお互いのことを感じながら、農産物が生産者から消費者へ渡っています。これからも大芝高原直売所に生産者と消費者の両方の面から期待をしたいと思っています。これからはリンゴを中心に果物の販売も始まります。皆さんも大芝高原直売所へ足を運んでみてはいかがでしょう。



ところで 村の農産物は都市部ではどのような評判なのだろうか？ 気になったので地元の農産物を都市部で販売している内山さんに聞きました

「もっと多くの消費者に農産物の美味しさという感動や農産物の価値を伝えたい」という想いから、地域おこし協力隊卒業後は「地域と地域を農産物でつなげる青果店」ベジかけるを立ち上げました。

現在は、南箕輪村をはじめとする上伊那産農産物を都市部で販売しています。「立派なアスパラガス」「美味しいトマト」「伊那谷の果物って大きいね」これは私が横浜で対面販売したときに、「ご購入いただいた都市部消費者の実際の感想です。

消費者と積極的に対話を行い、生産者が農産物にける想いを伝え、体験を伴う販売を行うことで、何気なく農産物を購入していた消費者の意識が少しずつ変化していくことがわかります。

私の役割は生産者と消費者の心の距離を縮めることだと考えています。生産者が農産物を買う消費者のことを思い、消費者が農産物を作る生産者の想いを受け取れるよう、そんな青果店を目指していきます。

自己紹介「ベジかける代表 内山祐輔」

2016年から3年間、長野県南箕輪村の地域おこし協力隊として道の駅大芝高原を拠点に活動。現在は「株式会社ベジかける」を立ち上げ、地域と地域を農産物で結ぶ青果店を目指している。宮崎県宮崎市出身。



予告
南みのわ農産物フェア開催！
●10月19日(土) 9時30分～14時
●大芝高原味工房前
ご来場お待ちしております

私、頑張っています!



今回紹介する農業者は主に沢尻地区で野菜を栽培されている唐澤敏治さんです。唐澤さんには栽培農地拡大を通じて、不作付地や遊休農地の解消に大変貢献していただいています。

Q 農業を始めて何年目ですか?
A 専業農家になって9年目になります。

Q 農業を始めたきっかけは?
A 会社勤めをしていた時に、小遣い稼ぎに父の農業を手伝ったことがきっかけでした。

Q 主な栽培作物は何ですか?
A キュウリ、スッキーニ、スイートコーン、ブロッコリー、アスパラガス、白ネギです。

Q 現在の経営面積は?
A 5ヘクタールになります。

Q 忙しい時の入出はどのようにしていますか?
A 技能実習生をお願いしています。

Q 苦労している点は何ですか?
A 最近の地球温暖化の影響による天候不順で栽培管理に苦労しています。また、市場価格の乱高下にも苦労しています。

Q 農業をしていて良かったことは?
A 手をかけると応えてくれるところです。ただし手を抜くとしつぱ返しを食っています(笑)

Q 今後の目標や抱負をお願いします。
A 契約栽培を増やして収入の安定化と、白ネギを通年栽培して収入の平準化を図りたいです。また、この地方の気候に合った特有の作物を見出し、特産にもしていきたいですね。

(取材: 沢尻地区担当 有賀晴彦農業委員)



困っています教えてください

「宅地から農地への
地目変更はできるの?」



Q

私が所有している農地の隣に民間の企業があり、農地を転用してその従業員の駐車場として企業へ貸していました。企業が経営悪化により倒産してしまいました。貸していた土地は固定資産税が宅地並みで課税されており、企業が操業していた時は、固定資産税は企業が負担していましたが、企業が倒産したため現在は所有者である私が固定資産税を負担しています。今後、私は駐車場として利用する計画はなく、固定資産税の関係もあって地目を宅地から農地へ変更したいのが可能でしょうか?

A

宅地などから農地へ登記の地目を変更する場合は農地法による農業委員会の許可は必要なく、管轄の法務局へ不動産登記法による地目変更登記申請を行い、登記官の現地確認を経て登記地目が農地へ変更となります。農地としての機能を満たしているかが現地確認のポイントですので、農地としての耕起、肥培、畦畔や用水かけの有無、立地状況が重要になります。家庭菜園的な自家消費や趣味的な要素の利用では認められない可能性があります。また、固定資産税対策として登記地目を農地へ変更するのであれば、固定資産税の課税基準は各市町村で異なりますので、農地への現状復旧や登記申請を行う前に管轄の市町村課税部局へご相談ください。

注意点として、農地へ変更になると、場所によっては土地改良区の賦課金や水利費、地区営農組合の負担金などが再発生します。また、農地に戻すと農地法による規制が掛かりますので、再度、宅地へ地目変更する場合は農業委員会の農地転用許可が必要になりますし、土地改良区の決裁金も必要になります。

農地への登記地目変更はデメリットもありますので、今後の土地活用の見通しも含めて慎重に検討することをお勧めします。

新しい農業委員を紹介します

欠員となっていました南殿地区担当の農業委員ですが、三月十八日から新しい農業委員が任命されましたので紹介します。任期は令和二年七月十九日までとなります。



◎唐木義秋委員
(南殿地区担当)



南箕輪村農業委員会事務局
〒399-1459-2
南箕輪村4825-1
(役場産業課内)

皆様からの農業に関する質問、ご意見、農業委員会だよりのご感想などお寄せください。

編集後記

今年の夏は長雨、遅い梅雨明け、その後の猛暑と雑草の伸びがいつもより早いようで、畦畔の草刈り、畑の除草も例年に比べ間隔を短くやらないと、直ぐに伸びてしまい、遊休農地と見違ふ様相になってしまいます。遊休農地の解消はまず草刈りから。そんなことを感じる今日この頃です。

実り多い収穫の秋を迎えるためには、雑草との戦いは不可欠だろうと思います。今回の17号は遊休農地解消の記事が掲載されておりますが、少しでも役立てていただければ幸いです。

(農業委員だより編集委員 清水敬一)